
災害対策基本法に関する 防災業務計画

2026 年 7 月 1 日
全日本空輸株式会社

目 次

I. 一般編

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 主管部署	1
第4節 計画の改廃	1

第2章 防災体制

第1節 対策本部の設置	1
第2節 情報収集・伝達体制の整備	2
第3節 通信体制の整備	2
第4節 施設等に関する備え	2
第5節 関係機関との連携	2

第3章 災害予防

第1節 教育・訓練	2
第2節 備蓄	3

第4章 災害応急対策

第1節 社員及び家族の安否確認	
第2節 緊急参集	3
第3節 情報の収集及び連絡	3
第4節 広報	3
第5節 消火活動	3
第6節 施設の適切な管理及び安全確保	3
第7節 運送の維持	3

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針	4
第2節 応急の復旧	4

II. 特定大規模地震編 (南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等)

第1章 総則	
第1節 適用	5
第2章 南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応	5
第1節 応急対策	5
第3章 津波への対応	
第1節 情報の伝達	5
第2節 避難誘導	5

I. 一般編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項の規定に基づき、全日本空輸株式会社（以下、「当社」という。）が災害に対処するため防災に関する必要な体制を確立し、防災業務の円滑かつ適切な実施を図るとともに、発災時の早期復旧と被災者支援のための旅客及び貨物の運送を円滑に行うことを目的とする。

第2節 基本方針

本計画を実施するに当たっての基本方針は次のとおりとする。

- （1）発災時に備えて、周到かつ十分な災害予防措置を講ずる。
- （2）発災時においては、迅速かつ円滑な災害応急対策を講ずる。
- （3）迅速かつ円滑な災害復旧を行い、社会的使命を発揮する。
- （4）関係行政機関等との密接な連携のもと万全の措置を講ずる。

第3節 主管部署

本計画の主管部署は、総務部とする。

第4節 計画の改廃

1. 本計画の改廃は、総務部担当役員決裁をもって行う。但し、会社組織の変更並びに関連する規則及び職務分掌規程の改正に伴う組織名称や規程の名称変更等形式的な改訂については、総務部長の決裁により行うことができる。
2. 主管部署は、適時、本計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更する。
3. 主管部署は、本計画を変更した場合、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告する。

第2章 防災体制

第1節 対策本部の設置

1. 災害応急対策及び災害復旧の推進を図る組織をあらかじめ構成し、災害が発生した場合には、当該災害の規模その他の状況により、本社及びオペレーション部門に災害対策本部を設置する。対策本部の構成や役割等は、ANA グループ「Crisis Management Manual（CMM）」及びANA「Emergency Response Manual（ERM）」に定める。

2. 災害に備え、複数の拠点に運航統制機能等に関わるバックアップ体制を構築する。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

1. 自らが管理する施設等の被災の状況、災害対策の実施状況、運航状況等の情報を迅速に収集・集約できるよう、連絡網、連絡方法、連絡手順等の必要な事項についてあらかじめ定める。
2. 夜間、休日、出勤途上においても、的確に連絡できる体制の整備に努める。また、災害により連絡担当者が被害を受けた場合等においても社内の連絡を確実に行えるよう、連絡ルートの多重化、代行する社員の指定など障害発生時に備えた情報収集・連絡体制の整備に努める。

第3節 通信体制の整備

1. 災害時に迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮しつつ、必要な通信体制を整備する。
2. 通信体制の整備に当たっては、災害により通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においても、確実に通信が行えるよう通信手段の多重化や予備電源設備等のバックアップ体制の整備に努める。

第4節 施設等に関する備え

自らが管理する施設や事業所等について、定期的にハザードと対策状況を確認し、計画的に対応策を講じる。

第5節 関係機関との連携

1. 災害時に効率的な協力が得られるよう、平素から警察、消防及び関係機関とあらかじめ連携を図っておくよう努める。
2. 各空港においては、全ての空港利用者（滞留者）の安全・安心の確保、背後圏の支援、航空ネットワークの維持を目的として、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等が明確化された「A2-BCP（空港業務継続計画）」が策定されており、必要に応じこれらと連携を図るよう努める。

第3章 災害予防

第1節 教育・訓練

平素より、的確な防災業務の実施が可能となるよう、社員に対し災害予防に関する教育を行い知識の普及を図るとともに、社内における訓練の実施や国又は地方公共団体が実施する訓練への参加に努める。訓練の実施に当たっては、実践的な訓練となるよう努める。

第2節 備蓄

災害に備え、備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。

第4章 災害応急対策

第1節 社員及び家族の安否確認

災害発生時には、社員及び家族の安否を確認する。

第2節 緊急参集

1. 防災業務を的確かつ迅速に実施するための当社における必要な体制を迅速に確立するため、関係社員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知する。
2. 必要な事項を定めるに当たっては、交通の途絶、社員又は社員の家族の被災等により社員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保など社員のサービスの基準に関し必要な事項も併せて定める。

第3節 情報の収集及び連絡

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法や報告事項等を定めておくとともに、関係行政機関等と密接な情報連絡を行うことができるよう必要な措置を定めておくものとする。

第4節 広報

災害が発生した場合において、輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等にこれを発表できるよう、その体制を定めておくものとする。

第5節 消火活動

火災発生時において、可能な限り初期消火活動に努めるために、消防計画等をあらかじめ定めるとともに、消防設備の設置場所を把握しておく。

第6節 施設の適切な管理及び安全確保

1. 自らが管理する施設等について、施設利用者や旅客の誘導が必要となった場合には、的確かつ迅速な判断により災害等への対応に準じて、これらの者の適切な誘導に努める。
2. 災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等の整備など救難、救護等に必要な措置を講じておくよう努める。

第7節 運送の維持

-
1. 運送に必要な施設の状況確認、旅客施設における案内放送、旅客誘導等による秩序の維持、その他運送・運航に必要な業務（委託先含む）の継続等、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
 2. 行政からの依頼に基づき ANA ウイングス株式会社が運航する航空機により被災者支援のための旅客及び貨物の運送を行う場合は、当社が窓口となって必要な調整を行う。
 3. 運航に障害が生じた場合には、必要に応じ、国土交通省など関係機関に当該障害について連絡を行う。

第5章 災害復旧

第1節 災害復旧の基本方針

安全の確保に十分に配慮した上で、可能な限り速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努める。

第2節 応急の復旧

1. 応急の復旧に当たっては、被害の拡大防止を最優先に行うよう努める。
2. 応急の復旧のために必要な措置を講ずるに当たって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。

Ⅱ. 特定大規模地震編 (南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等)

第1章 総則

第1節 適用

1. 次に掲げる法に基づいて定める業務計画であって、各法各号に規定された指定公共機関が取るべき措置に係る業務計画及び首都直下地震に関わる対応については、原則として、「Ⅰ.一般編」に準ずるものとする。

- ・「大規模地震対策特別措置法」第6条第1項に規定する事項
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項に規定する事項

・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第1項に規定する事項

2. 上記大規模地震が発生した場合には、「Ⅰ.一般編」の規定に加え以下の社内規程及びマニュアル類に準じた対応を行う。

- ・「ANA グループにおける事業継続のための基本方針」及び付属マニュアル類
- ・「ANA 事業継続推進計画」

第2章 南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応

第1節 応急対策

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）または北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、情報の収集・共有に努めるとともに、定められた期間において日頃からの地震への備えの再確認、施設・設備備品の点検等、後発地震に対して警戒または注意する措置を取るものとする。

2. 具体的な対応方針は「ANA グループにおける事業継続のための基本方針」に記載のとおりとする。

第3章 津波への対応

第1節 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、その他津波警報や注意報等が発表された場合は、速やかに旅客に情報提供を行うよう努める。

第2節 避難誘導

-
1. 津波警報等が発表された時など津波の危険性を知り得た場合は、旅客に対して放送等により避難を呼びかけ、避難場所へ避難誘導を行うよう努める。
 2. 社員は、旅客を避難させるとともに、社員自らも避難する。なお、津波警報等の解除が発表されるなど津波による危険がないことが確認されるまでは対象エリア内では業務に従事しない。